平成２２年（フ）第２８号
福岡県みやま市瀬高町小田1624番地６
債務者　小宮　弘光
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
福岡県柳川市大和町中島1462番地
債務者　堤　　麻紀（旧姓鳥越）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
鹿児島県枕崎市中町121番地
債務者　藪中　雪美（旧姓吉原）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第２５号
鹿児島県指宿市湯の浜６丁目９番15号
債務者　黒岩　大雄
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第２８号
鹿児島県南九州市頴娃町別府6046番地７
債務者　大迫　秀人
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第４６９号
仙台市太白区袋原５丁目14番２―302号
債務者　林　　正樹
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５１２号
仙台市太白区西中田３丁目23番33―302号
債務者　佐藤　浩男
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５８７号
仙台市青葉区栗生３丁目11番地の23　コーポ新屋敷Ⅱ―106
債務者　栗山　貞子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４１号
茨城県行方市小幡1425番地
債務者　齊藤　典江
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第４６号
茨城県鹿嶋市城山４丁目６番３号　小原住宅
債務者　山口　礼子（旧姓宮澤）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第３９７号
京都市山科区四ノ宮大将軍町15番地７　アースコート四ノ宮302号
債務者　長門　高司
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４９７号
京都市左京区田中関田町22番地75　ルミエール出町柳210号
債務者　野本　千春
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６７１号
京都市山科区上花山坂尻10番地の１　服部マンション
債務者　吉田　常雄
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６９１号
京都市中京区壬生馬場町45番地　アルティスタ蛸薬師105号
債務者　清水　　望
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４５３号
広島市安佐南区高取北１丁目24番９―３号
債務者　大前　浩二
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２１８号
福岡市東区三苫７丁目153番地６
債務者　松本光太郎
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３７９号
福岡市東区香住ヶ丘５丁目７番25号
債務者　阿部　美樹
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７９号
福岡市南区中尾３丁目40番20号
債務者　簑田　昌和
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部